

改正後

現 行

別表第 1

生 産 品 目	調 査 の 範 囲		調 査 の 種 類	提 出 部 数	提 出 期 日	提 出 先	都 道 府 県 別 に 産 出 額 が 大 き い 都 道 府 県	産 業 界 界 限 に 属 する 産 品 に 属 する 産 品	産 業 界 界 限 に 属 する 産 品 に 属 する 産 品
	事 業 所	特 定 事 業 所							
鉄 鋼 及 び 鉄 鋼 加 工 製 品	鉄 鋼								
	鉄 フ ェ ロ ア ロ イ 鋼 粗 製 鋼 鋼 鋼 鋼 鋼								
	普 通 鋼 熱 間 圧 延 鋼 材	一 般 普 通 鋼 熱 間 圧 延 鋼 材 再 生 普 通 鋼 熱 間 圧 延 鋼 材							
	普 通 鋼 冷 間 仕 上 鋼 材、め っ き 鋼 材 及 び 冷 間 ロ ー ル 成 型 形 鋼	磨 延 帯 鋼 冷 延 広 幅 帯 鋼 冷 延 鋼 板 冷 延 電 気 鋼 帯 リ プ ティ ン フ リ ー ス チ ー ル 亜 鉛 め っ き 鋼 板 そ の 他 の 金 属 め っ き 鋼 板 簡 易 鋼 矢 形 鋼							
		磨 鉄 棒 鋼 線 冷 間 圧 延 炭 素 鋼 線 硬 鋼 線 溶 接 棒 心 線 針 亜 鉛 め っ き 硬 鋼 線							
特 殊 鋼 熱 間 圧 延 鋼 材									
特 殊 鋼 冷 間 仕 上 鋼 材	磨 延 帯 鋼 冷 延 広 幅 帯 鋼 冷 延 鋼 板								

別表第 1

生 産 品 目	調 査 の 範 囲		調 査 の 種 類	提 出 部 数	提 出 期 日	提 出 先	都 道 府 県 別 に 産 出 額 が 大 き い 都 道 府 県	産 業 界 界 限 に 属 する 産 品 に 属 する 産 品	産 業 界 界 限 に 属 する 産 品 に 属 する 産 品
	事 業 所	特 定 事 業 所							
鉄 鋼 及 び 鉄 鋼 加 工 製 品	鉄 鋼								
	鉄 フ ェ ロ ア ロ イ 鋼 粗 製 鋼 鋼 鋼 鋼 鋼								
	普 通 鋼 熱 間 圧 延 鋼 材	一 般 普 通 鋼 熱 間 圧 延 鋼 材 再 生 普 通 鋼 熱 間 圧 延 鋼 材							
	普 通 鋼 冷 間 仕 上 鋼 材、め っ き 鋼 材 及 び 冷 間 ロ ー ル 成 型 形 鋼	磨 延 帯 鋼 冷 延 広 幅 帯 鋼 冷 延 鋼 板 冷 延 電 気 鋼 帯 リ プ ティ ン フ リ ー ス チ ー ル 亜 鉛 め っ き 鋼 板 そ の 他 の 金 属 め っ き 鋼 板 簡 易 鋼 矢 形 鋼							
		磨 鉄 棒 鋼 線 冷 間 圧 延 炭 素 鋼 線 硬 鋼 線 溶 接 棒 心 線 針 亜 鉛 め っ き 硬 鋼 線							
特 殊 鋼 熱 間 圧 延 鋼 材									
特 殊 鋼 冷 間 仕 上 鋼 材	磨 延 帯 鋼 冷 延 広 幅 帯 鋼 冷 延 鋼 板								

変更のない列は、生産品目欄を除き空欄にしている。

改正後

現行

		び粉碎機 反 応 用 機 器 塔 槽 機 器 乾 燥 機 器	従事者五十名 以上百名未満 のもの	機械器具月報(その 三)	二部 十月	都道府 県知事	翌月 十五日	
製紙機 械、プ ラスチ ック加 工機 械	製紙機 械、プ ラスチ ック加 工機 械	射出成形機(手動式を 除く。) 押 出 成 形 機 押 出 成 形 付 属 装 置 プ ロ ウ 成 形 機	従事者百名以 上のもの	機械器具月報(その 四)	二部 十月	経済産 業局長	翌月 十五日	
			従事者五十名 以上百名未満 のもの	機械器具月報(その 四)	二部 十月	都道府 県知事	翌月 十五日	
			従事者百名以 上のもの	機械器具月報(その 四)	二部 十月	経済産 業局長	翌月 十五日	
印刷機 械、製 本機 械、紙 工機 械	印刷機 械、製 本機 械、紙 工機 械		従事者百名以 上のもの	機械器具月報(その 四)	二部 十月	経済産 業局長	翌月 十五日	
			従事者三十名 以上百名未満 のもの	機械器具月報(その 四)	二部 十月	都道府 県知事	翌月 十五日	
			従事者百名以 上のもの	機械器具月報(その 四)	二部 十月	経済産 業局長	翌月 十五日	
ポンプ 、圧縮 機及び 送風機 (自動 車用、 二輪自 動車用 及び航 空機用 のもの を除く。)	ポンプ(手動式及 び消防ポンプを除 く。) 真 空 ポ ン プ 圧 縮 機 送 風 機 (排 風 機 を 含 み、電 気 プ ロ ウ を 除 く。)		従事者百名以 上のもの	機械器具月報(その 六)	二部 十月	経済産 業局長	翌月 十五日	
			従事者五十名 以上百名未満 のもの	機械器具月報(その 六)	二部 十月	都道府 県知事	翌月 十五日	
			経済産業大臣 の指定するも の	機械器具月報(その 六)	二部 十月	経済産 業大臣	翌月 十五日	
油圧機 器及び 空気圧 機器	油 圧 機 器 空 気 圧 機 器		従事者百名以 上のもの	機械器具月報(その 七)	二部 十月	経済産 業局長	翌月 十五日	
			従事者五十名 以上百名未満 のもの	機械器具月報(その 七)	二部 十月	都道府 県知事	翌月 十五日	
			経済産業大臣 の指定するも の	機械器具月報(その 七)	二部 十月	経済産 業大臣	翌月 十五日	
運搬機 械及び 産業用 ロボット	ク レ ー ン 巻 上 機 コ ン ベ ヤ エレベータ(自動 車用を除く。) エ ス カ レ ー タ 機 械 式 駐 車 装 置 自 動 立 体 倉 庫 装 置 産 業 用 ロ ボ ッ ト							
動力伝 導装置	固 定 比 減 速 機 (自動車用、二輪 自動車用、自転車 用及び航空機用 のものを除く。) 歯 車 (粉 末 や 金 製 品を除く。) スチールチェーン							
農業用 機械器 具及び 木材加 工機械	農業用機械器具 木材加工機械	整地用機器及び付属品 栽 培 用 機 器 管 理 用 機 器 収 穫 調 整 用 機 器	従事者百名以 上のもの	機械器具月報(その 十)	二部 十月	経済産 業局長	翌月 十五日	
			従事者三十名 以上百名未満 のもの	機械器具月報(その 十)	二部 十月	都道府 県知事	翌月 十五日	
			経済産業大臣 の指定するも の	機械器具月報(その 十)	二部 十月	経済産 業大臣	翌月 十五日	

		び粉碎機 反 応 用 機 器 化 学 工 業 用 炉 塔 槽 機 器 乾 燥 機 器 焙 焼 機 械 及 び 造 成 機 械	従事者五十名 以上百名未満 のもの	機械器具月報(その 三)	二部 十月	都道府 県知事	翌月 十五日	
バルブ 及び製 紙機 械	バルブ製紙機械 製紙機械 射出成形機(手動式を 除く。) プ ラ ス チ ッ ク 加 工 機 械 ス チ ッ ク 加 工 機 械、印 刷・ 製 本 機 械、紙 工 機 械		従事者百名以 上のもの	機械器具月報(その 四)	二部 十月	経済産 業局長	翌月 十五日	
			従事者五十名 以上百名未満 のもの	機械器具月報(その 四)	二部 十月	都道府 県知事	翌月 十五日	
			従事者百名以 上のもの	機械器具月報(その 四)	二部 十月	経済産 業局長	翌月 十五日	
ポンプ 、圧縮 機及び 送風機 (自動 車用、 二輪自 動車用 及び航 空機用 のもの を除く。)	ポンプ(手動式及 び消防ポンプを除 く。) 真 空 ポ ン プ 圧 縮 機 送 風 機 (排 風 機 を 含 み、電 気 プ ロ ウ を 除 く。)		従事者百名以 上のもの	機械器具月報(その 六)	二部 十月	経済産 業局長	翌月 十五日	
			従事者五十名 以上百名未満 のもの	機械器具月報(その 六)	二部 十月	都道府 県知事	翌月 十五日	
			経済産業大臣 の指定するも の	機械器具月報(特 定 事業所調査)	二部 十月	経済産 業大臣	翌月 十五日	
油圧機 器及び 空気圧 機器	油 圧 機 器 空 気 圧 機 器		従事者百名以 上のもの	機械器具月報(その 七)	二部 十月	経済産 業局長	翌月 十五日	
			従事者五十名 以上百名未満 のもの	機械器具月報(その 七)	二部 十月	都道府 県知事	翌月 十五日	
			経済産業大臣 の指定するも の	機械器具月報(特 定 事業所調査)	二部 十月	経済産 業大臣	翌月 十五日	
運搬機 械及び 産業用 ロボット	ク レ ー ン 巻 上 機 コ ン ベ ヤ エレベータ(自動 車用を除く。) エ ス カ レ ー タ 機 械 式 駐 車 装 置 自 動 立 体 倉 庫 装 置 産 業 用 ロ ボ ッ ト							
動力伝 導装置	固 定 比 減 速 機 (自動車用、二輪 自動車用、自転車 用及び航空機用 のものを除く。) 歯 車 (粉 末 や 金 製 品を除く。) スチールチェーン							
農業用 機械器 具及び 木材加 工機械	農業用機械器具 木材加工機械	整地用機器及び付属品 栽 培 用 機 器 管 理 用 機 器 収 穫 調 整 用 機 器	従事者百名以 上のもの	機械器具月報(その 十)	二部 十月	経済産 業局長	翌月 十五日	
			従事者三十名 以上百名未満 のもの	機械器具月報(その 十)	二部 十月	都道府 県知事	翌月 十五日	
			経済産業大臣 の指定するも の	機械器具月報(特 定 事業所調査)	二部 十月	経済産 業大臣	翌月 十五日	

変更のない列は、生産品目欄を除き空欄にしている。

改正後

現行

金属工作機械	旋削盤歯車仕上り機械等専用マシンングセンターその他の金属工作機械		従事者百名以上のもの	機械器具月報(その十一)	二月十日	経済産業大臣	翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その十一)	二月十日	都道府県知事	翌月十五日
			経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(その十二)	二月十五日	経済産業大臣	
金属加工機械及び鋳造装置	金属加工機械 鋳造装置	金属一次製品製造機械 二次金属加工機械 ダイカストマシン 鋳造機械 砂処理・製品処理機械及び装置	従事者百名以上のもの	機械器具月報(その十二)	二月十日	経済産業大臣	翌月十五日
			従事者三十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その十二)	二月十日	都道府県知事	翌月十五日
			経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(その十二)	二月十五日	経済産業大臣	
食料品加工機械、包装機械及び鋳造機械	食料品加工機械 包装機械及び鋳造機械	包装・内装機械 外装・荷造機械	従事者百名以上のもの	機械器具月報(その十四)	二月十日	経済産業大臣	翌月十五日
			従事者三十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その十四)	二月十日	都道府県知事	翌月十五日
			経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(その十四)	二月十五日	経済産業大臣	
事務用機械	電子式卓上計算機 照写機(照写版を除く) 複写機(ジアソ式等を除く) 事務用印刷機(B3版未満のオフセット印刷機) 金銭登録機	デジタル機械 フルカラー機	従事者百名以上のもの	機械器具月報(その十六)	二月十日	経済産業大臣	翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その十六)	二月十日	都道府県知事	翌月十五日
			経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(その十六)	二月十五日	経済産業大臣	
ミシン及び縫製機械	ミシン	家庭用ミシン 工業用ミシン	従事者百名以上のもの	機械器具月報(その十七)	二月十日	経済産業大臣	翌月十五日
			従事者三十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その十七)	二月十日	都道府県知事	翌月十五日
			経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(その十七)	二月十五日	経済産業大臣	
冷凍機及び冷凍機応用製品	冷凍機 冷凍機応用製品	エアコンディショナ 冷凍・冷蔵ショーケース フリーザ(業務用冷凍庫を含む) 除湿機 製氷機 チリングユニット(ヒートポンプ式を含む)	従事者百名以上のもの	機械器具月報(その十八)	二月十日	経済産業大臣	翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その十八)	二月十日	都道府県知事	翌月十五日

金属工作機械	旋削盤歯車仕上り機械等専用マシンングセンターその他の金属工作機械		従事者百名以上のもの	機械器具月報(その十一)	二月十日	経済産業大臣	翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その十一)	二月十日	都道府県知事	翌月十五日
			経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(特定 專業所調査)	二月十五日	経済産業大臣	
金属加工機械及び鋳造装置	金属加工機械 鋳造装置	金属一次製品製造機械 二次金属加工機械 ダイカストマシン 鋳造機械 砂処理・製品処理機械及び装置	従事者百名以上のもの	機械器具月報(その十二)	二月十日	経済産業大臣	翌月十五日
			従事者三十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その十二)	二月十日	都道府県知事	翌月十五日
			経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(特定 專業所調査)	二月十五日	経済産業大臣	
食料品加工機械、包装機械及び鋳造機械	食料品加工機械 包装機械及び鋳造機械	包装・内装機械 外装・荷造機械	従事者百名以上のもの	機械器具月報(その十四)	二月十日	経済産業大臣	翌月十五日
			従事者三十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その十四)	二月十日	都道府県知事	翌月十五日
			経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(特定 專業所調査)	二月十五日	経済産業大臣	
事務用機械	電子式卓上計算機 照写機(照写版を除く) 複写機(ジアソ式等を除く) 事務用印刷機(B3版未満のオフセット印刷機) 金銭登録機	アナログ機械 フルカラー機	従事者百名以上のもの	機械器具月報(その十六)	二月十日	経済産業大臣	翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その十六)	二月十日	都道府県知事	翌月十五日
			経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(特定 專業所調査)	二月十五日	経済産業大臣	
ミシン及び縫製機械	ミシン	家庭用ミシン 工業用ミシン	従事者百名以上のもの	機械器具月報(その十七)	二月十日	経済産業大臣	翌月十五日
			従事者三十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その十七)	二月十日	都道府県知事	翌月十五日
			経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(特定 專業所調査)	二月十五日	経済産業大臣	
冷凍機及び冷凍機応用製品	冷凍機 冷凍機応用製品	エアコンディショナ 冷凍・冷蔵ショーケース フリーザ(業務用冷凍庫を含む) 除湿機 製氷機 チリングユニット(ヒートポンプ式を含む)	従事者百名以上のもの	機械器具月報(その十八)	二月十日	経済産業大臣	翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その十八)	二月十日	都道府県知事	翌月十五日

変更のない列は、生産品目欄を除き空欄にしている。